

# ハッピー メール

HAPEE MAIL  
Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47  
TEL:082-248-1400 FAX:082-242-8628  
E-mail: hapee@hiwave.or.jp  
ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>  
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

## CONTENTS

県立広島大学地域連携センター講師 上水流久彦氏 「おもてなしの心と字体」…………… 1	モスクワ「ロシアで行われたAPECが終了しました」 5
海外レポート	重慶「様変わりする習慣」…………… 6
ニューヨーク「アメリカで人気の日本のお酒や食材」… 2	シンガポール「シンガポールの医療事情」…………… 6
大連「マンション内装事情」…………… 2	台北「兩岸投資保証協定」…………… 7
ホーチミン「ホーチミン市第1区内を走るバスルート開設」… 3	ハノイ「2013年ベトナムの最低賃金は改訂されるのか?」… 8
バンコク「一年経過のインラック政権」…………… 3	ジュネーブ「ゴタルド・トンネル拡張問題」…………… 9
ニューデリー「インド賃金実態調査について」…………… 4	ジャカルタサポーター設置のお知らせ…………… 9
上海「尖閣諸島問題 経済交流への影響も拡大」…………… 5	中国法律特集 (第1回)
上海事務所所長交代のお知らせ…………… 5	三浦法律事務所中国法アドバイザー葛虹先生…………… 10
	ハッピーからのお知らせ…………… 12

## おもてなしの心と字体

県立広島大学地域連携センター  
講師 上水流 久彦 氏



私は異文化の研究を通じて人間を考える文化人類学を専門とし、主に東アジア、なかでも台湾で20年近く現地調査を毎年行っています。現在、東アジアからの観光客誘致は日本全国重要な課題となっており、台湾の知人の多くが日本を訪れています。その話を聞くなかで、気になっていることがあります。中国語の表記です。中国語には主に二つの字体があります。中国本土で現在、主に使われている簡体字と、台湾や香港で用いられている繁体字です。

日本では中国語だから同じだろうと考える人も多いようですが、実際は違います。台湾でも現在、中国からの観光客を受け入れています。彼らに対応するためにホテルやレストランなどで単語の違いなどを勉強し、中国語の差異に対応しています。日本の場合、表記が簡体字のみのところもあれば、簡体字と繁体字のところもあります。さら

に字体のみならず、言い回しを変えているところもあります。ただ、残念なことに広島で目にする多くが簡体字のみです。

単語や言い回し、字体が異なるため、繁体字を使っている人には簡体字は読みづらいのが現実です。日本の知人のなかには字体が違うだけだから、良いだろうという者もありますが、「漢字だから同じだろう」と言われて、漢字が簡体字で書かれた日本語案内文を渡されたらどう思うでしょうか。日本の観光の売りは「おもてなし」です。東アジアを巡りながら、それは私も日本の文化の特徴だと強く感じています。おもてなしの心から考えると、簡体字のみの中国語表記は不十分ではないでしょうか。読めるから良いというものではないと思っています。関係機関でご検討いただくと幸いです。

## ☆☆☆☆☆ 海外レポート ☆☆☆☆☆

### アメリカで人気の日本のお酒や食材

アメリカで流行っている日本の食材やお酒は何だと思いませんか？すでにニューヨーク、ロスなどの東西両岸では、日本人よりも中国人や韓国人、アメリカ人が経営する和食レストランの数が勝るほど日本食がアメリカで定着してきました。その動きを主導しようと在米の日本食材卸業者は更に多様な、もっと新しい日本食材を紹介し、流行させるためにしのぎを削っています。

以下は、友人でアメリカでトップ3に入る和食食材卸をしているNYのジェネラルマネージャーに聞いてみたものです。

この夏ニューヨークで人気を集めたのが「キリンフリー」、世界初アルコール分ゼロのノンアルコールビールです。メタボが過ぎるアメリカ人にとって、1瓶11.3oz(334ml)あたり37カロリーはうれしいですし、飲酒運転取り締まり厳格化の追い風も受けて、売れ行きが好調だそうです。また、最近のトレンドとして発泡性のアルコールが人気で、日本酒の発泡酒もアメリカでかなり浸透してきているのだそうです。宝酒造の「松竹梅白壁蔵(しらかべぐら)」「濡(みお)」「スパークリング清酒」などはアメリカでの販売と同時に話題を呼び、現在も在庫調整が必要だとか。また、南部美人から新発売された「糖類無添

### マンション内装事情

友人が最近200平米(建築面積。専有面積は160平米)のマンションを買いました。中国でのマンションは内部がコンクリートそのままの状態、各部屋のドア、フローリングのほか、トイレには下水に繋げる配管口しかないのが普通です。要するに、窓、入り口のドア以外は、全部自分の手で内装しなければなりません。

まずは内装業者を選択して、デザイナーに設計してもらいます。面白いことに、いかに合理的に部屋などを振り割っているマンションでも、壁を撤去したり、逆に作ったりして、構造を変えるのが第一歩です。友人の場合は、夫婦二人で、娘さんはたまにしか戻らないため、3つのトイレのうち、1つを倉庫にし、元の洗濯室を倉庫にして、洗濯機能を客用トイレに入れました。また、寝室は4つでしたが、1室を潰してダイニングルームに合併し、もう1室を書斎兼客室にしました。構造が決まってから、上下水、配電などの工事の設計が始まります。

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子  
加梅酒」は麴を使った世界初の特許技術を持つお酒として人気だそうですし、夏ばて対策のためか「はちみつ黒酢」も売れ始めていると聞きました。

また魚では、通常は淡水養殖のティラピアという白身の魚を、純海水で養殖して「潮鯛(うしおたい)」と名前も変え、刺身の新しい食材として紹介しているそうです。

NY州では、すでに日本人があまり住まない地域のスーパーマーケットにも醤油、インスタントラーメン、豆腐、せんべい、パック入り寿司などが普通においてある時代となりました。枝豆も健康的な子供のおやつとして小袋入りで売られているところもあります。高級レストランの有名シェフも柚子や紫蘇、胡麻だれや味噌、七味唐辛子、果ては京野菜など、和食材をうまく西洋料理にあわせるところも多くなり、どんどん和食材のグローバル化が進んでいます。NYには焼き鳥、ラーメンはもちろん、炉端焼き、懐石料理を供するレストラン、おにぎり屋さんから和食弁当、カレー、そしてお好み焼きレストランまで出揃っています。

アメリカ、特にNYや西海岸の都市に行くと、和食が恋しくて困ることはもう無いと言えるかもしれません。

### 大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

それから、同時にスタイルを選びます。アメリカ式にするか、ヨーロッパ風、中国式、日本式にするかを選びます。もちろん、どれでもなく、なんともいえない「混合スタイル(いろいろなスタイルを混ぜる)」もありますが、デザイナーは、うまくいかないと変な様子になるからと、それを一生懸命否定しています。大体リビングルームと台所、ダイニングルームは入り口から全部目に見えますから、まずこのエリアのスタイルを決めます。日本風は少なく、アメリカ式とヨーロッパ風が多いです。それ以外の独立する部屋や、トイレはそれぞれ好きなスタイルにすることができるため、トイレ(パナソニック、TOTOの製品を使ったりする)や1室を日本風にするのが多いです。友人も小さい書斎兼客室を半分畳(床面から50cmくらいの高台を作る方法)にして、日本風に近い部屋にし、小さい面積をもっと多機能に使えるように活用しました。

上記が決まってから、タイル、壁紙、フローリング、

キッチンセット、家具などを選びますが、逆にどんなスタイルにすればよいかまったくアイデアがない方は、先に建材市場を回って、自分の好きなスタイルを確認してからデザイナーに相談して決めることもよくあります。

一連の作業で大変疲れますが、費用もかなり高くなります。内装業者の設計費、施工費、管理費は200万円以上かかりますが、材料などもかなりかかります。タイルを例にすれば、平米4000円以上がかかりますし（安いものもありますが、内装業者のデザインであれば、このレベルになるでしょう）、タイル施工費も平均平米1500円くらいかかります。ヨーロ

ッパ風やアメリカ風であれば、床面も大理石に見えるタイル（大理石は手入れがしにくい、健康によくないなどで家庭では使われませんが、その「豪華」な見栄え効果を追及して、タイルメーカーが大理石風商品をたくさん開発しました）にして、花模様など特別な部分は平米数万円になるのも不思議ではないです。イタリア風のものや、実際にイタリアからの輸入品も多いです。結果として、内装費用がマンション購入費の半分またはそれ以上をかけた場合もあります。中国では、「内装と結婚の際、お金はお金ではなくなる」との説があって、短い間に、金銭も体力もなくなることは共通しています。

### ホーチミン市第1区内を走るバスルート開設

ホーチミン市内の渋滞および交通事故の削減を目指して、9月17日、ホーチミン第1区内のみを運行するバスルート35号線が開通しました。

総距離11.35kmの区間では、地方政府機関、学校、ショッピングモール、観光名所などを回ります。このルートは、40座席の低床設計バスが12台が8～12分おきに、朝6時から20時まで運行します。料金は4000ベトナムドン（約15円）、自動券売機システムを導入し、ディーゼル燃料で排気基準はEUR3の近代的なものです。このルートは観光客にも非常に便利です。

ホーチミン市内のバスは、現在4,000台が148ルートを運行しており、毎日21,508便、延べ120万人にサー



### ホーチミン ビジネスサポーター レ・ティ・タン・ビン

ビスを提供しています。それでも、運行スケジュールの不便さなどにより、あまり市民には利用されておらず、バスの交通分担率は6.3%と低いのが実情です。2015年には、バス利用者1日延べ300万人、交通分担率14%を目標としているとのこと。

一方で、8月末にホーチミン市における第1号地下鉄 Ben Thanh—Suoi Tien 線の起工式が行われました。このルートの長さは19.7Km、完成は2017年の予定です。1日延べ186,000人の利用が想定されており、2020年には延べ62万人の利用を目標としています。このようにホーチミン市の交通状況が改善されていくことは大変うれしいことです。

### 一年経過のインラック政権

赤組（タクシン派）の強力な支援もあり、一年前の総選挙で勝利を収めたタイ貢献党ですが、首班指名ではタクシン氏の妹であるインラック氏を選出し、タイでは初の女性首相を誕生させました。

当初は兄タクシン氏の操り人形と揶揄され、また緊張の為か、国会では原稿に記載の数字の読み間違い、また地方訪問時には、その都市名を間違えたり等々で、読む本は女性週刊誌のみの教養で首相が務まるのかと不安の声も高まりました。外国の要人と会う時も、出来るだけ喋らぬ事が何よりも肝心とまで言われる始末でした。しかし、その端正な美貌で総選挙も勝利した様に、その後の外交等でも、容姿端麗を武器に、何とか無難に職責を全うした一年で

### バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

あったと思います。不幸にも、就任早々未曾有の大洪水に見舞われ、取り巻き一同も経験が無く、その対応に右往左往し、大いなる非難を内外より受けましたが、美人女性の涙とは恐ろしいもので、彼女の涙する姿で、何とか難局を乗り切りました。

与党となったタイ貢献党の中でも、特にタクシン氏に心酔している幹部連中が、憲法を改正してまで彼を無罪とし、帰国を実現させようと画策しましたが、この間、首相である彼女が明確にこの方向を支持するメッセージは発信せず静観した事に、人々の評価も得たと思います。

洪水問題により、日本よりの投資も減少するので

はないかと言われたのですが、日本における政策に危機感を持つ、特に中小、零細企業のタイ進出が加速し、タイは絶好調、失業率も 0%と言われるレベルになり、隣国よりの労働者の加勢を得ねば対応が間に合わぬ状況となりました。

これを追い風に、公約の最低賃金を 300 バーツに引き上げる法案を可決し、実施に踏み切りました。この結果、物価の上昇という問題に現在は直面し、世論調査でも 87%が物価高への対応を優先して欲しいとの数字になっています。

一年間の評価としては、然したる実績は無かったものの、70%を越える人々が、更なる一年間の続投

### インド賃金実態調査について

先月は今年のモンスーンシーズンは雨が少なくとレポートいたしましたが、8月に入ってからようやく本来のモンスーンシーズンとなったようで、毎日曇り空で時折通り雨が降っております。インド駐在の先輩方がモンスーンシーズンは家の中の物がカビだらけになるから靴やスーツなど身の回りの物の手入れを気をつけた方が良いと教えてくれたのですが、今年はモンスーンシーズンが始まって雨も少なかったために気にしておりませんでした。ところが、8月に入ってから急に雨が降り始めたため湿度が上昇し、久しぶりに履こうと思って手に取った靴にカビが生えておりました。驚いてその他のものをよく見ると子供の自転車やスポーツバックなど毎日使っていないものにカビが生えておりました。急遽私の実家に連絡してカビ対策グッズを日本から送ってもらうことにしました。日本にいたときはカビに注意するのはお風呂場くらいでしたが、インドの家は大理石やセメントでできており、木材を多く使用している日本の家と異なり家が湿気を吸収できないため、カビが生えやすいのかなと思います。

ご存知の方も多いと思いますが、7月18日デリー近郊にあるマルチスズキのマネサール工場において暴動がありました。インド人の人事担当者1人が死亡、日本人を含む90人以上が負傷するという痛ましいものでした。この暴動は現地の新聞でも1面で大きく取り上げられました。日系企業の中には、暴動のあった当初マネサール近郊を危険地域に指定し、その地域への従業員の立ち入りを自粛する企業もありました。マネサール工場は約1ヶ月ほど休止しておりましたが、8月21日に警察官約500人、警備員約100人が警備に当たるという厳戒態勢の下で再開いたしました。しかし、未だマネサール工場における生産台数は暴動発生前の1日平均生産台

を希望するとの評価になりました。政権が安定する事は、何よりも望ましい事であり、今年は洪水も発生しない事を念じています。

不安材料は、彼女の取り巻きの中には、未だに多くのタクシン信奉者がおり、何とか憲法の個別条文を改正してでも彼の帰国を実現しようと画策しており、これを実現しようとする、当然黄組（反タクシン派）との激突が発生する事が容易に予測されます。この問題にインラック首相が、どの様なリーダーシップを発揮するかという点に、今後の注目が集まると思います。

ニューデリー ビジネスサポーター 大川 広数の半分以上に留まっております。一刻も早い復旧を願っております。

正確な暴動の原因については未だわかっておりませんが、現地の新聞では正規工と一時工の賃金格差ではないかと報じられております。さて、先日JETROよりインド賃金実態調査の結果報告がありましたので紹介させていただきます、この調査は2012年5月に実施され、インド各地の各日本商工会議所及び日本人会の協力の下、インド日本商工会が実施し、JETROのデリー事務所が取りまとめをしました。調査結果として、まず各国の月額ワーカー賃金をドル換算で比較したところ、インドの水準は中国より少し低く、ベトナムの2倍超、ミャンマーの約4倍、タイとほぼ同水準というものでした。また、インドは毎年10%程度のインフレ状態にあり、それに伴い賃金の昇給率も引き上げられる要因となっております。今年は前年に比較すると、スタッフで約14%、ワーカーで約13%の昇給率となりました。また、インドの労働市場は売り手市場であることから、離職率が高い傾向にあります。トップマネジメントの離職率は毎年低い（今年の離職率は約4%）のですが、会社の中核をなすスタッフの離職率が毎年高い傾向にあり、今年の離職率は約16%とかなり高い水準でした。

インドにおける賃金の上昇率、離職率については、既にインドに進出されている日系企業が頭を悩ませている事項でもあります。これからインド進出を検討される日系企業のうち、特にインド人を多く雇用する業種（例えば製造業など）を検討されている企業にとってインドの賃金実態はビジネスに影響を与えうる重要な要素と思われるので、進出される際には事前に詳細な調査をされることをお勧めいたします。

## 尖閣諸島問題 経済交流への影響も拡大

日本では先々月（編集部注：8月）から尖閣諸島（中国名：釣魚島）問題に対する関心が高く、中国で発生したデモの報道などが頻繁に取り上げられていたようですが、その頃中国では、まだそれほどの熱を帯びておらず、こと経済の中心地である上海に至っては、非常に平穏なものでした。ところが、9月11日以降、尖閣諸島の国有化により、中国メディアでの同問題に対する報道や一般市民の関心度が一変しました。加えて、9月18日は満州事変の日として、当地では「918事変」と呼ばれており、今年も、上海においてもデモ活動が活発化しています。そして、これに伴い、日本商品の不買行動も見られ、中国の日系企業は苦境を迎えています。

全国乗用車連合会によると、8月のマツダの中国販売台数は昨年同期比6%減少、トヨタは15.1%減少となり、ホンダを除く日系自動車メーカーは軒並み業績不振であることが発表されました。また、日系自動車全体の8月の販売は昨年同期比2%減少と

## 広島上海事務所

なったが、一方、ドイツ系、アメリカ系、韓国系、フランス系などの他国自動車メーカーについては、それぞれ昨年同期比25.3%、21.2%、12.8%、4.1%増加となり、明らかに尖閣諸島問題による影響だと述べられています。

中国は日本企業にとって大きな市場であり、特に自動車業界や食品業界などの製造業にとっては、国内を上回る市場且つ供給地となっています。人民日報の9月13日の記事によると、中国商務部国際貿易経済協力研究員の金柏松氏が、激化する尖閣諸島問題について、「公的な経済制裁の可能性を排除できない」と示唆されていますが、非常に恐ろしいことです。国と国との威信をかけた問題である一方、企業やそこに従事する人の死活問題にまで及ぶこの問題は容易に解決できるものでもなく、中国に住む日本人や中国ビジネスに携わっている方は、落ち着いた日々を過ごしています。

## 9月半ばに広島上海事務所長が川田真理子さんから西尾麻里さんに交代しました。

広島上海事務所業務委託先である㈱チャイナワークの人事異動により、所長が交代いたしました。前所長の川田さんからご挨拶をいただくとともに、西尾新所長をご紹介します。

### 【川田さんの退任のご挨拶】

2009年7月から約3年間、広島上海事務所所長として、広島県企業をはじめご関係の皆様にご世話になりましたが、この度、所長職を離任し、㈱チャイナワーク上海事務所にて企業支援及びコンサルティング業務を担当することとなりました。今後も、引き続き広島県企業の皆様の中国ビジネスに関するご支援をさせて頂けるよう、引き続き精進してまいります。これまで本当にありがとうございました。

### 【西尾新所長の就任のご挨拶】

9月半ばに広島上海事務所所長に着任いたしました西尾と申します。刻一刻と変わっていく上海の状況をレポートし、また、企業様のお役に立てるよう、これまでの経験と人脈を生かして頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## ロシアで行われたAPECが終了しました

今年のロシアの夏は高い気温でスタートしましたが、後半はモスクワ、サンクトペテルスブルグ地域では、かなりの低温が続き、9月に入ると、朝は10℃以下の日も見られ、日本の冬の気候に近いものとなっています。

この間、8月末にモスクワでは、国際モーターショーが開催され、その後極東ではAPECの開催とさまざまな催しが続きました。

国際モーターショーでは、久しぶりに内外の多くの自動車メーカー、及び自動車関連部品メーカーが参加し、連日かなりの賑わいを見せておりました。

## モスクワ ビジネスサポーター 岩本 茂

特にルノー日産グループは、資本参加した、ロシア最大の自動車メーカー“AVTOVAZ”に隣接し、大きなスペースで参加していましたが、来年よりAVTOVAZで生産される予定の、“ダットサン”モデルは、日産のスペースに展示され、現段階では、3社がそれぞれに個別にプレゼンテーションを行っている形となっています。

ロシアの乗用車の販売は、近年年間300万台に到達するといわれていますが、首都圏での朝夕のラッシュを見ても、急激に乗用車の販売が増えるとも思われません。現状でも販売は微増であるとのことで

す。現地組み立て生産では、部品の確保が引き続き大きな課題であるようです。一方交通違反の摘発では、カメラ等のIT機器の設置が急速に進められています。スピード違反はもちろん、駐車違反等もカメラで撮影し、摘発され罰金の請求書が送られてくるというシステムが進められており、ようやく交通渋滞の緩和にも効果があがりつつあるようです。

日本ではあまり報道されなかったようですが、9月初旬に極東のウラジオストックでAPECが開催され、連日プーチン大統領のパフォーマンスが大きく報道され、内外から、いろいろな批判も出ているようです。プーチン大統領はAPECへの途中シベリアに立ち寄り、軽飛行機に同乗して、袖黒鶴を越冬地へ誘導することに一役買ったということが、繰

### 様変わりする習慣

「中国三大ストーブ」(※)とされている重慶の猛暑のピークも一段落。とはいえ残暑はこれからで、まだ当分の間は「秋老虎(暑さの振り返し)」の時期が続くと思われます。猛暑が終わると「中秋節」(今年は9月30日)、月餅の季節がやって来ます。今年の中秋節は国慶節(10月1日〜)とつながっている為、大型連休となりました。中秋は1年のうち「春節」と並んで大切な「家族団らん」の日で、陰暦の8月15日に、満月の丸い形は「円満」「完全」などを意味し、円形に食卓を囲む家族団らんの大切な夜となっています。しかし最近の重慶人の一家は家族団らんのこの夜を海外で過ごす「ファミリーパックツアー」が大盛況で、連休を利用して帰国する駐在の日本人が重慶から成田又は重慶から関空と言ったルートチケットが往復1万円は支払わないと手に入れないほどの日本旅行ブームが、内陸にも押し寄せております。海外に行かない人の国内旅行も大盛況で、内陸の「田舎」と沿海の人々から呼ばれていた重慶

(※)三大ストーブ：湿度の高い内陸の夏の表現。重慶、武漢、南京を指す。

### シンガポールの医療事情

最近、シンガポールの医療や介護事情について問い合わせを受けることが多くなりました。今回はシンガポールの医療事情について簡単に紹介します。

#### <日本と大きく異なる医療制度>

まず健康保険がないという点が日本とは大きく異なります。日本ならどんなに所得が高い人でも、ま

り返し報道されました。後日行われた共同記者会見でロシア人の記者から、“一緒に飛び立った鶴は、全体の63%であったことをご存知ですか”という発言が出るなど、大統領選挙結果と重ね合わせたやり取りに、啞然とした人も多かったのではないのでしょうか。支持率は依然として特に気になるようです。

先日、9月15日モスクワ市内では、久しぶりに現政権批判の集会が開かれ、人数は減ったものの、数万人が参加し“反プーチン”を叫んでいる様子が報道されました。欧米でも連日報道されていますが、大統領選挙批判の音楽を大聖堂で演奏した、女性グループが禁固2年の実刑判決を受けたことが、当地ロシアでも話題となり、今後の成り行きが注目されています。

### 重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

にも国内からの観光客が押し寄せ、重慶市中心地「解放碑」にはカメラを首からぶらさげた観光客で溢れております。また、最近の若者達のレジャーにはアウトドアスポーツが広まり、週末から寝袋とテントを車に積み込み、郊外の山や草原に出かけて行きます。

市内の各デパートのスポーツ用品フロアではカラー豊かな1人用、2人用の屋外テントや寝袋が販売されております。1人用テント200元~300元(約2,500元~3,750元)、3人用400元~1,000元(約5,000元~12,500元)。寝袋はマイナス5度まで使用可能な製品で200元~600元(約2,500元~7,500元)で販売されておりますが、若者はデパートで品質確認後、ネット販売を利用して購入するのが常であります。中秋節に慣例の過大包装贈答品、「月餅」の姿が段々消えつつあります。

仙女山キャンプ場



### シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

た公立病院でも私立病院でも保険証があれば3割負担です。シンガポールでは、公立のポリクリニックという診療所で軽い症状の診察を受けたり、ポリクリニックの紹介を受けて公立病院で専門の治療を受ける場合は、政府からの補助がありますが、直接民間病院にかかったり、公立病院でもポリクリニック

の紹介がない場合は全額負担となります。所得の一部を毎月積み立てる中央積立基金(CPF)という制度があり、積立金の一部は医療口座に入りますが、用途と上限金額が決めており、通常、通院医療には使えません。

風邪などの軽い病気で GP (一般医、General Practitioner の略) にかかる場合は、民間診療所でも 2500 円~5000 円くらいでそれほど大きな負担にはなりません。(公立では 1000 円以下。)また、上限を決めて会社が補助を出していることも多いので、プライマリーヘルスケア(日常よくみられるような傷病に対応する一次医療や、予防医療など)の 8 割は民間の診療所が担っています。これに対し、高度医療は公立病院が 8 割を担っています。

#### <所得に応じた高度医療補助>

手術や入院の場合、ポリクリニックの紹介を受けて公立病院にかかる場合、所得、および入院する部屋のランクによって、シンガポール国民の場合、5 割から 8 割の補助を政府から受けることができます。自己負担分は、中央積立基金の医療口座や医療保険がありますので、それほど現金支出はありません。

### 兩岸投資保証協定

2010 年 9 月に締結されました「兩岸経済協力枠組み協定」(ECFA)により、台湾及び中国間の経済協力関係は一層強化されることになりましたが、一言で言えば、全ての製品の関税を 3 年後には全てゼロにするという取り決めで、これにより、台湾と中国の間には大変スムーズな貿易関係が実現することになりました。従ってこの影響で日本の対中国貿易が台湾との関係で減少しかねない状況に立たされ、これを防止する為、日本企業は台湾企業に合併投資するなど関係を強め、対中国貿易を有利に進めようとしています。

しかし、この ECFA が締結されたからと言って、そのまま相互の企業間関係がスムーズに推移するとは限りません。企業間や企業と当局との間で紛争を起すこともあるわけで、これらを ECFA 締結後 6 ヶ月以内に協議しようとの約束があり、協議を重ねてきましたが、このほど双方の代表者が会談し合意することとなりました。

経済部(経済産業省に当たる)の統計によりますと、1991 年から 2012 年 7 月までに台湾と中国の間の投資案件は 39,927 件、1191 億ドルにのぼっています。これは台湾の対外全投資の 63%に達し、兩岸の関係の深さがよく分かります。

ただし、これは B2 クラス、C クラスと呼ばれるエアコンのない大部屋に入院した場合であって、エアコン付の少人数部屋に入院すると政府補助はありません。

#### <富裕層患者の取り込み>

自国民には所得に応じた補助を提供し、必要な医療サービスを保障する一方、シンガポールが官民挙げて「ドル箱」として注力しているのが医療ツーリズムです。2012 年までに年間 100 万人の誘致達成を掲げる医療ツーリズム促進策が発表されたのは 2003 年。この 10 年で民間病院の数も増え、メディカルトラベラーの来訪は着実に増えています。タイ、マレーシアなど近隣諸国との競争もありますが、難しい症例や緊急時はシンガポールが好まれるようで、タイやマレーシアからの医療緊急搬送の数も増加傾向にあります。外国の富裕層患者を受け入れる病院ですから、医療機器や設備も最新鋭で立派です。市場は小さいといえども、医療機器・器具メーカーにとっては注目の市場です。

(次回は介護サービスについて紹介します)

### 台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

またこの同じ期間における兩岸の経済貿易上の紛争案件は 5087 件にもものぼっていますが、これは単純に上記投資件数と比べると 13%にものぼり、かなりの紛争件数になります。台湾企業が対中国投資のスムーズな関係を築くには、紛争を解決する為の中国との取り決めが待たれていただけです。これがこのほどようやく合意したということです。

このほど合意に達したのは正しくは「海峡兩岸投資保証と保証協議」という名称ですが、勿論双方の代表者がサインした文書になっています。合資の内容は次の通りです。

- 1、大陸への投資に付きその範囲を拡大し、第3国経由の台湾企業の投資も可能となる
- 2、投資家の自由と安全を守る為、紛争時に身柄の拘束などを受けるときは、24時間以内に企業や家族に通報し、同時に台湾主務機関にも通報する。従来投資家の身柄拘束は7日以内に領事機関に通告することになっていました。
- 3、紛争発生時には、双方が話し合いで解決するほか、企業間の解決の為兩岸の仲裁機関の仲裁を受けるか、双方の合意のもと、第3地域で仲裁を受けることができます。但しこれは企業間の紛争のみに適応されるもので、投資家対当局の

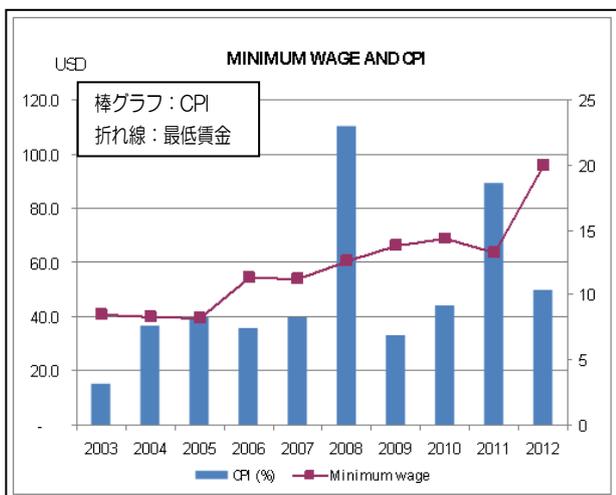
紛争の国際的仲裁機関の介入は本協議でも認められていません。

以上は日本企業の投資する台湾企業が中国で投資する場合、ビジネス相手とのトラブル解決にも適応

されることとなります。中国でのビジネス上のトラブルは発生しないことが望ましいことですが、発生時には上記のような取り決めがある、ということになります。

### 2013年ベトナムの最低賃金は改訂されるのか？

ベトナムでは近年、最低賃金の改定が毎年行われておりますが(通常1月)、政府は改訂案を作成後、日本企業やベトナム企業に対し意見聴取を行い、その意見を反映するため若干の修正を経たうえで、最終案を国会に提出、審議されることが慣例となっております。



### ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

そして今年も10月末から開始される国会に提出するため、改定案が提示されました。

改訂趣旨は、現行法の最低賃金が労働者の生活に必要な最低生活額の58%~60%しか満たしておらず、さらなる最低賃金改訂が必要であるということです。しかし多くの企業は、労働者が最低賃金では生活できない事を理解しており、既に各種手当を加算することで手取り額を増やし、最低賃金を大幅に上回る賃金を支給しているのが実態であり、最低賃金の改定に反対する声も多くあります。

また、最低賃金の改定後に物価上昇を誘引し、改定本来の意味がなくなる事態も過去発生しており、政府関係者からも改訂に慎重な意見も出されています。

多くのベトナム企業が、長期化する経済低迷による影響を受けており、賃金改定時期を2013年3月まで先延ばしするという意見も出されています。

下記の地域別に適用される最低賃金の他に、ベトナムには社会保険や医療保険の保険料及び支給額の基準として使用される一般最低賃金があります。

この一般最低賃金は、上記の地域最低賃金より大幅に安い金額で設定されていますが、こちらも毎年

改定は、2012年5月改定の105万ベトナムドン(2011年は83万ベトナムドン)が最低基準月額であり、社会保険に加入する月額給料の上限は当該金額の20倍までとされています。

つまり2,100万ベトナムドン(約1,000USD)が加入可能な月額給料の上限となり、これ以上の給与所得者は、超過部分の給与については保険料の支払い対象とならず、また保険による支払い対象にもなりません。

地域	現行法	改訂第一案	改訂第二案
I	200万	270万	250万
II	178万	240万	225万
III	155万	213万	195万
IV	140万	193万	180万

\*単位:ベトナムドン/月

地域ごとの経済状況を勘案し、最低賃金をI~IVの4種類に分けている。

例: ホーチミン、ハノイ市中心部は地域I。

番号	手当の種類	支給率	最低保障額
1	出産手当	2ヶ月	210万ドン
7	労働災害での死亡	36ヵ月	3,780万ドン
9	葬儀手当	10ヶ月	105万ドン

改定されています。現在ベトナム法人は、会社負担による社会保険料17%、健康保険料3%、失業保険料1%の合計21%を負担していますが、現在社会保

また、何種類かの社会保険による特別保障や手当については、一般最低賃金額105万ベトナムドンを基準として保障額が固定されています。

今回準備されている、2013 年地域別最低賃金の改定と同時に、一般最低賃金の改定も行われるため、

今後企業負担増大が予測され、外国企業そしてベトナム企業共に最低賃金改定動向に着目しています。

### ゴタルド・トンネル拡張問題

スイス連邦政府は、南北交通の渋滞解決の打開策として、28 億フラン（1 フラン＝約 85 円）の予算で、2027 年を目標に、現在、往復夫々一車線に限られているサン・ゴタルドトンネルを、夫々二車線に拡大する大工事を実行するべく、基本方針を固め、目下議会にて審議が進められています。

これは、1980 年、現在のトンネルが開通して以来の極めて古いテーマであり、年々増加の一途を辿る交通量で、特にイタリア側の周辺地域が蒙る弊害と、それに伴う住民のストレスは計り知れないものがあります。因みに、現在、年間トンネル通過量は、乗用車 538 万台、トラック 93 万台、これをメンテだけでかかるコストは、年間 12 億から 15 億フランとなっています。この通過量は、今のままでゆくと 2030 年には現状の倍になる惧れがあるとされており、しかも既に建設以来 30 年を経過した現在のトンネルは、オーバーホールの時期に来ており、この為には、3 年間、閉鎖を余儀なくされることで、その間、他の二つのトンネル、サンベルナディノ・レッチベルグにすべての通過車両を迂回させるとなると、未曾有の大混乱が起こることは目に見えています。

連邦政府の今般の基本方針は、この現状を踏まえて出されたものですが、さて肝心の懐具合はどうか

**ジュネーブ ビジネスサポーター 佐多 直彦** というと、現在のゴタルド関連予算は 2016 年で枯渇し、2030 年には 70 億フランの赤字が危惧されています。ここにきて連邦政府は、来年には国民投票にかけられるであろう、トンネル拡張工事案と並行して、今までスイスではタブーとされてきた通過料の徴収を真剣に考え始めています。

現在、スイスの如くハイウェイ通過料を徴収しない国は、ゲルマン系諸国に限られつつありますが、トンネルとなると他に例はありません。従ってスイス政府として、このタブーを破るということは、国際常識ではむしろ当然なのですが、そこはお国の伝統がそう簡単には 方向転換を認められない事情も存在します。そもそもスイス憲法では、法で公共道路では料金を取ってはならないとの規定があり、憲法改正から手をつけなくてはならないですし、また、通過料を幾らにするかも問題です。現在の例でいうと、基本料金で欧州で一番の高額は、モンブラントンネルの 38.9 ユーロ、一番安いのがオーストリア・ブレネロ峠の 8 ユーロ、これにトラックの場合は、積載量についてかなりの重課税が課せられます。

以上、このゴタルド・トンネルに纏わる種々の困惑は、ここ暫くマスコミの話題の主要品目となることは間違いありません。

スイス・ジュネーブのビジネスサポーターのレポートは、今月号で最後となります。これまでご愛読いただきまして、誠に有り難うございました。

ひろしま産業振興機構では、インドネシア・ジャカルタに、

**新たに海外ビジネスサポーターを設置しました！** —10月1日から業務開始—

新しいジャカルタ・ビジネスサポーターの『松井 和久（まつい かずひさ）』さん

（Senior Advisor, PT JAC Consulting Indonesia）をご紹介します。

経済学修士（インドネシア大学大学院）。アジア経済研究所（1985年～2008年）、JICA 専門家（1995年～2010年の間、3度マカッサル駐在）、JETRO 専門家（2010年～2012年、ジャカルタ駐在）などを経て、2012年7月から JAC シニアアドバイザーとして、日本人・インドネシア人向けの講演会、ビジネスマッチング、産業動向調査など、政治・経済・社会・文化と広い分野で活動中です。



## 【中国企業とのビジネススタート！ 中国企業と契約する際の法的留意点】

＜三浦法律事務所 中国法アドバイザー 葛虹先生（中国弁護士試験合格・法学博士）＞

日本企業は、中国企業と契約する場合、いろいろな面から総合的に検討し、判断する必要があります。本文は、法務の観点から、以下の法的留意点を紹介します。

第一 契約の相手方が信頼できるパートナーとなりうる人物ないし組織かどうか、実際の契約履行の能力があるかどうか。

第二 契約本体（形式、内容）が整っているかどうか、強行法規に反しない限り、如何に日本企業側に有利な内容を取り入れるか。



### 第一について

商談会などで知り合った企業や、知人から紹介された企業と成り行きで契約する場合は、特に要注意です。契約締結の前に、相手方に関する情報をできるだけ多くを集めて、確実な情報に基づいて契約するかどうかを判断したほうがよいでしょう。相手方に関する情報の入手方法は、様々ですが、ここで比較的容易に入手できる方法を紹介します。

#### （1）相手企業の営業許可証の確認

営業許可証は、法人の資格証明です。中国法によれば、営業許可証を有しない企業は、経営活動をしてはなりません。したがって、中国企業と契約する際に、万が一契約相手が営業許可証を持っていないければ、契約自体は無効になってしまい、大きなトラブルに巻き込まれるおそれがあります。そのため、中国の相手企業が営業許可証を持っているかどうかについて、事前確認する必要があります。

営業許可証は、正本と副本があり、法的効力がまったく同じです。営業許可証の正本は、当該会社の目立つ場所で掲げることが義務付けられています。実務上、董事長若しくは総経理の執務室、又は商談室などの壁では、営業許可証の正本が掲げられている様子がよく見られます。中国企業と商談を行う際に、できれば中国企業の本社を訪問し、会社の実態（人員、設備など）確認と合わせて、社内に営業許可証の正本が壁に掲げられているのかも確認してみてください。

営業許可証の正本に以下の登記事項が掲載されています。

企業名称、住所、法定代表者の氏名、企業種類、登録資本、払込済資本、経営範囲、成立日、営業期間、営業許可証の番号、営業許可証の発行日、登記機関の印。

そのうち、企業名称、法定代表者の氏名、経営範囲の三項目は要注意です。

①企業名称：営業許可証の正本に掲載してある企業名称は、契約相手の正式名称です。契約書にある相手の名称が営業許可証の企業名称と一致しているかどうかを確認します。

②法定代表者の氏名：日本と異なり、中国法上、企業の法定代表者は一人しか認めません（日本では代表取締役が何人でも構わない）。つまり会社を代表して契約書にサインできるのはその唯一の法定代表者又はその法的代表者から授権を受けた者だけです。また、法定代表者には董事長、総経理のいずれかしかありません。したがって、会社によって、董事長が法定代表者である場合と総経理が法定代表者である場合もあるので、契約相手から董事長又は総経理という肩書の名刺をもらっても、直ちにその人を法定代表

者と信じ込んでしまうことは危険です。万が一契約書で署名権のない者が署名した場合は、その契約書の効力は問題となるからです。ですから、事前に、営業許可証正本に明記された法定代表者の名前を確認する必要があります。

③経営範囲：中国法では企業の経営範囲について厳格に制限されているため、いったん企業が営業許可証に書かれた経営範囲を超えて契約を締結したら、契約が無効になる可能性があります。営業許可証に書かれた経営範囲についても要注意です。

〔営業許可証の正本〕



〔営業許可証副本〕



営業許可証副本は、正本に掲載してある情報を同様に記載するほか、「年度検査情況」欄が設けられています。実は、中国企業は、毎年3月から6月まで、この営業許可証の発行機関——工商行政管理局による年度検査を受けることが義務付けられています。企業側は、企業の前年度の主要な財務データ、投資情報、運営実態などの内容を盛り込んだ年度検査報告書を作成し、提出しなければなりません。工商行政管理局は、このような報告書を審査を行い、合格を認めた場合、審査対象企業の営業許可書の副本の「年度検査情況」欄に審査年度を記入し、工商行政管理局の公印を押します。中国法上、企業側が年度検査を受けない場合、休眠会社とされ、営業許可証が取り消される可能性があるため、正常稼働している企業は、間違いなく年度検査を受けています。新設企業なら兎に角、新設企業ではない場合、仮にある企業営業許可証副本の「年度検査情況」欄に工商行政管理局の印と記入がなければ、当該企業に何らかの問題を抱える可能性が高いと判断できます。このような企業を契約相手とするかどうかを再検討する必要があります。

ただし、法律上、営業許可証副本の公表は義務付けられていません。そのため、実務上、中国企業と商談する際に、相手に営業許可証の副本の開示を要請しても、せいぜい営業許可証の正本のコピーぐらい提示してくれるケースが多いです。また、偽造の営業許可証が提示されるケースもあります。

中国国家工商総局は、偽造営業許可証の問題を解決するために、ホームページ <http://www.saic.gov.cn/ywbl/zxcx/djqyxxcx/index.html> で営業許可証の信ぴょう性を確認するためのオンラインサービスを提供しています。このホームページにアクセスして、営業許可証に書いてある企業名称、法定代表者の氏名、営業許可証の番号を入力すれば、本物かどうか判断できます。

契約の相手からどうしても営業許可証(正本又は副本)を確認できない場合、中国人弁護士を起用して、その所在地の工商行政管理部门に行かせて当該企業の登記情報を確認することも考えられます。

H24年11月8日に、葛先生の中国法律セミナーを実施します。詳しくはP12の「ハッピーからのお知らせ」をご覧ください。

(つづく。次回は、ハッピーメール12月号に掲載予定です。)

## ハッピーからのお知らせ

### セミナー ご案内

## “香港・アジアビジネスセミナー&相談会 in 福山”を開催します！

- ・・・香港及びアジアへの販路開拓などに向けた戦略や課題、注意点などについて、事例を交えた講演と、専門家による個別相談会を行います。ふるってご参加ください！
- 日時 平成24年10月30日(火) 13:30～ ■ 会場 福山商工会議所  
(セミナー 13:35-15:20、個別相談会 15:30-17:30 1社30分まで)
- テーマ 「香港及び珠江デルタの最新動向について」、「アジアにおける海外販路開拓の進め方」
- 定員 セミナー 50名、個別相談会 専門家2名に各4社まで
- 参加料 無料  
⇒ 詳しくは、同封のご案内チラシをご覧ください。

### セミナー ご案内

## 「中国からのビジネス撤退に関する法制度と実務について」

- ・・・中国渉外法務専門家(中国弁護士試験合格・法学博士)がご教授します・・・
  - 日 時 平成24年11月8日(木) 14:00～16:00
  - 会 場 ひろしまハイビル21 17階会議室(広島市中区銀山町3-1)
  - 講 師 三浦法律事務所中国法アドバイザー葛虹先生(広島大学非常勤講師)
  - 主 催 等 当機構国際ビジネス支援センター(主催)、広島県(共催)、広島銀行(後援)
- ⇒ 詳しくは同封のチラシを、葛虹講師については10ページの「中国法律特集」をご参照ください。

参加費無料

### ミッション ご案内

## “平成24年度バングラデシュ・ミャンマー視察研修団”を派遣します！

- ・・・本年度は、投資先や生産拠点、消費市場などのビジネス発掘先として急速に注目度が高まってきている両国を訪問します。
  - 視察日程 平成25年1月19日(土)～26日(土)
  - 募集人員 20名程度
  - 参加費用 40万円程度
  - 訪問予定都市 ダッカ(バングラデシュ)、  
ヤンゴン、バガン  
(ミャンマー)
- ※ 詳しくは後日ご案内いたします。



### ご報告

## 平成24年度国際賛助会員の集いを開催いたしました！



広島会場：9月19日(水)  
リーガロイヤルホテル広島にて

皆様のご参加  
ありがとうございました！



福山会場：9月20日(木)  
福山ニューキャッセルホテルにて

国際賛助会員相互の交流を深めるとともに、同日開催したセミナーの講師陣や、広島上海事務所所長との交流も図ることができました。(福山会場は福山商工会議所及び同会議所国際ビジネス研究会と共催実施)